

## 社会福祉法人あぶくま福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あぶくま福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給基準について定める。

### (役員等の報酬等)

第2条 当法人の役員等報酬において、非常勤理事長については、年額500,000円を超えない範囲で支給する。

2 非常勤理事長を除く役員等の報酬は、支給しないものとする。

3 報酬が年額で定められている場合、新たに就職したときの報酬は、就職した日の属する月から月割をもって支給し、退職又は死亡したときの報酬は、退職又は死亡した日の属する月まで月割をもって支給する。ただし、月割り額に円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとし、再任により引き続き同じ月に就職するときは、その翌月から起算して支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、会議に出席したとき及び理事長の指示又は理事会の委任を受け、当法人の業務を行う場合、1回につき5,000円の費用を弁償する。ただし、非常勤理事長及び常勤職員が役員の場合は支給しない。

2 前項の役員等が宿泊を伴う場合は、当法人の旅費規程により、宿泊費、交通費の費用を弁償する。

### (報酬が年額で定められている役員等の支給方法)

第4条 報酬が年額で定められている役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会計年度内の9月、3月の月末までにそれぞれ報酬額の2分の1の額を支給する。ただし、当該役員等が退職又は死亡したときは、随時支給することができる。

### (役員等への費用弁償の支給方法)

第5条 非常勤理事長を含む役員等に対する費用弁償等は、当該会計年度内に出席した会議及び法人又は施設のために出勤をした回数分をその都度当該役員等の口座に振り込む。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に関して必要な事項は、理事会において定め、評議員会の議決を得るものとする。

### (改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会、評議員会の承認を得て行うものとする。

### 附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人あぶくま福祉会役員等の費用弁償に関する規程（平成14年4月1日）は廃止する。

### 附則

1. この規程は平成30年4月1日から施行する。

### 附則

1. この規程は令和5年4月1日から施行する。